

韓国知的財産ニュース 2022 年 12 月前期

(No. 476)

発行年月日：2022 年 12 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2118695）
- 1-2 知識財産基本法施行令の一部改正令（大統領令第 33012 号）
- 1-3 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2118784）
- 1-4 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（代案）
（議案番号：2118785）
- 1-5 弁理士法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2118786）
- 1-6 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2118831）
- 1-7 発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令の一部改正令
（大統領令第 33043 号）
- 1-8 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令（大統領令第 33062 号）
- 1-9 弁理士の虚偽・誇張公告禁止、事件ブローカー行為の根絶などに
向けた「弁理士法」の改正

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「知的財産ミックス（IP-MIX）戦略」のマニュアルを発行
- 2-2 女性発明フェスティバル「2022 生活発明코리아」の授賞式
- 2-3 2022 国民安全発明チャレンジ受賞作の展示会を開催
- 2-4 韓国特許庁、来年から「デジタル特許審判システム」の構築を推進
- 2-5 「第 12 期知的財産マイスタープログラム」の授賞式を開催
- 2-6 イ・インシル特許庁長、「知的財産分野で最も影響力のある人物 50 人」に
選定
- 2-7 韓国特許庁、「自動運転競争力の高度化に向けた技術および特許の討論会」
を開催
- 2-8 金融委員会・韓国特許庁、第 4 回知的財産金融フォーラムを共同開催
- 2-9 「知的財産人材育成ビジョン 2030（第 2 次発明教育基本計画）」を

推進する

- 2-10 「全国アイデアコンテスト」および「公共機関イノベーションアイデア公募展」の授賞式を開催
- 2-11 韓国特許庁、「技術警察の中長期発展方策を設けるための政策討論」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、海外知財権紛争対応戦略の討論会を開催
- 3-2 産業財産権紛争、裁判所訴訟から紛争調停へ

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 10年間エッジコンピューティング基盤のクラウド特許出願 3.5 倍増

法律、制度関連

1-1 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2118695）

議案情報システム（2022.12.6.）

議案番号：2118695

提案日：2022年12月6日

提案者：ユン・グァンソク議員外10人

提案理由

現行法は、弁理士の業務として、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に対する鑑定とその他の事務を遂行することと規定しているが、鑑定の対象と範囲に対する解釈が曖昧なため、関連業界の混乱と摩擦が続いている。

これと関連し、第四次産業革命時代を迎え、知的財産が企業の主要な資産として浮上している中、知的財産を現物として出資するか、それを担保として融資・投資を受ける事例が次第に増えつつあり、企業間特許の取引・ライセンスもさらに活発化することで、企業が保有している知的財産の経済的価値に対する正確な評価が一層求められている。

また、最近、無形資産の割合が高まり、相続・贈与税額を決めるために個人・企業等が保

有している特許等の経済的価値を価額に換算しようとする需要も増えている。

このように、多様な分野から「知的財産」に対する鑑定の需要が拡大している中、最近、特許権に対する評価額の水増しによる被害がメディアで報道される等、知的財産の鑑定結果に対する信頼性及び品質の問題が提起されている。

そのため、弁理士の鑑定業務の対象及び範囲等を明確に規定することで鑑定評価業界の混乱と摩擦を克服する一方、弁理士の鑑定業務に対する公的管理体系を構築することで鑑定結果の信頼性と品質を高めようとするものである。

主要内容

- イ. 弁理士の鑑定業務の範囲に産業財産権の経済的価値を価額・等級又は点数等として評価することが含まれることを明確にする（案第2条）。
- ロ. 産業財産権の「価額鑑定」を依頼する者の要請がある場合、大韓弁理士会が一定の要件を考慮して鑑定人を推薦できるようにする（案第2条の2新設）。
- ハ. 特許庁長が価額鑑定の基準を定めるようにし、人材と施設を備えた専門機関（以下「基準管理専門機関」という。）が価額鑑定基準の開発に関する業務を持続的に遂行するようにする（案第2条の3新設）。
- ニ. 特許庁長は、客観的かつ専門的な価額鑑定市場を作るために、価額鑑定技法を開発・普及させなければならない（案第2条の4新設）。
- ホ. 特許庁長、弁理士が遂行する価額鑑定が価額鑑定基準に沿って妥当に遂行されたか否かを調査することができ、価額鑑定制度を改善するために標本調査を実施することができる（案第2条の5新設）。
- ヘ. 特許庁長に、価額鑑定結果とその関連資料を効率的かつ体系的に管理できる情報体系を構築・運営させる（案第2条の6新設）。
- ト. 価額鑑定業務又は価額鑑定情報体系に関する業務を遂行する上で知り得た秘密等を漏洩したか、業務以外の目的として使用した者等は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処するようにする（案第23条第2項新設）。
- チ. 特許庁長は、この法律による業務の一部を基準管理専門機関に委託することができ、業務を委託する場合、必要な費用の全部又は一部を支援するようにする（案第28条第2項新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第2条中「特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代

理し、その事項に対する鑑定とその他の事務」を「次の各号の業務を」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の代理
2. 特許、実用新案、デザイン又は商標に対する経済的価値を価額（等級又は点数等として評価することを含む）として評価（以下「価額鑑定」という。）することとその他の事務

第2条の2から第2条の6までをそれぞれ次のように新設する。

第2条の2（価額鑑定の依頼及び推薦）①特許、実用新案、デザイン又は商標に対して価額鑑定が必要な場合、弁理士、第6条の3に基づいて認可を受けた特許法人及び第6条の12に基づいて認可を受けた特許法人（有限）（以下「弁理士等」という。）に誰でもその価額鑑定の依頼できる。

②価額鑑定の依頼しようとする者は、第9条による大韓弁理士会に価額鑑定の遂行できる弁理士等に対する推薦を要請できる。

③弁理士等が価額鑑定の依頼されたときは、第2条の3第1項による価額鑑定の基準に沿って価額鑑定の遂行し、その価額鑑定の結果書（「電子文書及び電子取引基本法」第2条による電子文書の価額鑑定結果書を含む。以下「価額鑑定結果書」という。）を、価額鑑定の依頼した者に発行しなければならない。

④第1項による価額鑑定依頼の方法及び第2項による推薦の基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第2条の3（価額鑑定の基準等）①特許庁長は、価額鑑定の公正性、客観性及び信頼性を保障するために、価額鑑定の基準（以下「価額鑑定基準」という。）を定めなければならない。

②弁理士等が価額鑑定の遂行する場合、価額鑑定基準を順守しなければならない。

③第9条による大韓弁理士会は、価額鑑定基準に違反して価額鑑定の遂行した弁理士等を、第2条の2第2項による推薦対象から除外しなければならない。

④特許庁長は、価額鑑定基準の持続的な補完・発展のために必要な人材や施設等、大統領令で定める要件を備えた機関を、価額鑑定基準開発専門機関（以下「基準管理専門機関」という。）に指定できる。

⑤特許庁長は、基準管理専門機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法により指定を受けた場合
2. 第4項による指定要件を満たさなくなった場合

⑥その他価額鑑定基準の作成と基準管理専門機関の指定方法・方法及び指定取消に必要な事項は、大統領令で定める。

第2条の4（価額鑑定技法の開発及び普及）①特許庁長は、客観的かつ専門的な価額鑑定市

場を作るために、価額鑑定技法を開発して普及させなければならない。

②特許庁長は、第1項により開発された価額鑑定技法を弁理士等に普及させ、その活用が促進されるように努力しなければならない。

③特許庁長は、基準管理専門機関に第1項による技法の開発・普及に関する業務を遂行させることができる。

④第1項による価額鑑定技法の開発・普及及び第2項による活用促進に必要な事項は、大統領令で定める。

第2条の5（価額鑑定結果の妥当性調査等）①特許庁長は、価額鑑定結果書が発行された後、職権で又は次の各号のいずれかに該当する者の要請がある場合、当該価額鑑定が価額鑑定基準に沿って妥当に行われたかを大統領令で定めるところにより調査（以下「妥当性調査」という。）することができる。

1. 国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関、その他大統領令で定める公共団体
2. 大統領令で定める利害関係人

②特許庁長は、妥当性調査をする場合は、当該弁理士等、価額鑑定を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に、大統領令で定めるところにより意見陳述の機会を与えなければならない。

③特許庁長は、第1項第1号による機関が大統領令で定める理由で妥当性調査の結果を要請する場合、それを提供できる。

④特許庁長は、価額鑑定制度を改善するために、大統領令で定めるところにより、価額鑑定結果書に対する標本調査（以下「標本調査」という。）を実施できる。

⑤特許庁長は、妥当性調査又は標本調査が必要な場合、基準管理専門機関にその調査を遂行させることができる。

第2条の6（価額鑑定情報体系の構築・運営等）①特許庁長は、価額鑑定結果とその関連資料を効率的かつ体系的に管理するための情報体系（以下「価額鑑定情報体系」という。）を構築・運営できる。

②特許庁長は、基準管理専門機関に価額鑑定情報体系の構築・運営に関する業務を遂行させることができる。

③次の各号の弁理士等は、価額鑑定情報体系の構築に活用されるよう、価額鑑定結果書及び関連資料を大統領令で定めるところにより特許庁長又は基準管理専門機関の長に提出しなければならない。ただし、個人情報保護等、大統領令で定める正当な理由がある場合は、当該理由がある部分を除いて提出することができる。

1. 第2条の2第2項による推薦要請とそれによる大韓弁理士会の推薦を受けて価額鑑定業務を遂行した弁理士等
2. 「商法」第299条の2又は同法第422条による鑑定等、産業通商資源部令で定める価額鑑定を遂行した弁理士等

④弁理士等が価額鑑定を依頼されたときは、依頼した者に価額鑑定結果書及び関連資料が妥当性調査、標本調査等、大統領令で定める理由により活用されることがあるという事実を予め告知しなければならない。

⑤特許庁長は、基準管理専門機関の長に価額鑑定情報体系の構築・運営に活用された資料の提出を要請できる。この場合、資料の提出を要請された基準管理専門機関の長は、特別な理由がなければその要請に応えなければならない。

⑥その他価額鑑定情報体系の構築・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第23条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、この法又は他の法令に特別な規定がある場合は、この限りでない。

1. 価額鑑定の業務上知り得た秘密を漏洩したか、業務以外の目的として使用した弁理士等
2. 価額鑑定情報体系に保管・管理されている情報を漏洩したか、業務以外の目的として使用した価額鑑定情報体系に関する業務を遂行しているか、遂行した者

第27条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

②第2条の6第3項に違反して価額鑑定結果書及び関連資料を提出しなかったか、虚偽の提出をした弁理士等には、150万ウォン以下の過料を科す。

第28条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②特許庁長は、この法律による業務の一部を基準管理専門機関に委託できる。この場合、業務の遂行に必要な費用の全部又は一部を支援できる。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－2 知識財産基本法施行令の一部改正令（大統領令第33012号）

電子官報（2022.12.6.）

国務会議の審議を経た知識財産基本法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年12月6日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び科学技術情報通信部長官 イ・ジョンホ

大統領令第 33012 号

知識財産基本法施行令の一部改正令

知識財産基本法施行令の一部を次のように改正する。

第26条を次のように新設する。

第26条（知的財産研究機関等の育成）法第35条第1項及び第2項により育成しなければならない研究機関や法人又は団体は、関連中央行政機関の長が所管業務と関連する知的財産分野の調査・研究、知的財産の創出・保護・活用及び振興・学術活動等の実績が優秀であると認めて告示する研究機関や法人又は団体とする。

附 則

この令は、2022年12月11日から施行する。

改正理由及び主要内容

知的財産の価値が最大限に発揮される社会的環境と制度的基盤を作るために、知的財産の振興及び学術活動を遂行するか支援する目的で設立された法人又は団体を育成できる根拠を設ける内容に「知識財産基本法」が改正（法律第18873号、2022.6.10.公布、12.11.施行）されたことを受け、政府が育成しなければならない法人又は団体等を、関連中央行政機関の長が所管業務と関連する知的財産分野の調査・研究、知的財産の創出・保護・活用及び振興・学術活動等の実績が優秀であると認めて告示する法人又は団体等に定めようとするものである。

<法制処提供>

1 - 3 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2118784）

議案情報システム（2022.12.7.）

議案番号：2118784

提案日：2022年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

| 議案名 | 議案番号 | 代表発議 | 発議日 | 審査の経過 |
|---------------|---------|----------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発明振興法の一部改正法律案 | 2113488 | クオン・ミョンホ 議員 | 2021. 11. 23 | <p>－第397回国会（臨時会）第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 5. 19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程、逐条審査</p> <p>－第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条審査</p> <p>－第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p> |
| | 2113537 | クオン・ミョンホ 議員 | 2021. 11. 25 | <p>－第397回国会（臨時会）第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 5. 19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p> |

| | | | | |
|--|---------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 2114550 | ク・ジャグン 議員 | 2022. 1. 25 | <ul style="list-style-type: none"> －第397回国会（臨時会）第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 5. 19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程、逐条審査 －第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条審査 －第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄） |
|--|---------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- イ. 第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）で上記3件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第400回国会（常会）第11次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 24.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、3件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

知的財産の価値評価は、知的財産の経済的価値を評価することとして、知的財産基盤のイノベーション成長の持続に欠かせず、企業の借り入れ・保証・投資等の資金調達、事業化・取引及び侵害訴訟の損害賠償額算定等、多様な用途に活用されているため、価値評価の重要性が増している。

しかし、現行法は、価値評価に対する法的概念、評価機関の事業、発明の評価結果に対する品質管理、知的財産に対する現物出資特例規定等、発明の評価及び品質管理と関連する法的根拠が不十分な状態である。

そのため、発明等の評価に対する定義規定を新設し、評価対象を従来の登録済みの発明から国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録済みの発明及び商標、営業秘密及び半導体集積回路の配置設計まで拡大し、評価の品質管理に向けた制度的装置を設けようとする。

また、発明の評価機関の遂行事業について具体的に規定し、発明等を企業に現物出資する場合、評価機関の評価内容を商法上公認された鑑定人の評価とみなす特例規定を新設することで知的財産の価値評価を基盤とする企業の事業化活動を支援しようとする。

さらに、特許技術事業化幹旋センターの名称を特許技術事業化支援センターに改め、センターの幹旋業務を仲介業務に改訂する一方、仲介業務の対象に特許技術の他に商標を追加する等、現行制度の不備を改善・補完しようとするものである。

代案の主要内容

- イ. 「発明等の評価」を、国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計に対し、現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等に表示することと定義する（案第2条第11号新設）。
- ロ. 研究ノート活用事業、研究ノート専門機関の指定及び予算支援、研究ノート専門機関の基準及び手続等の研究ノート活用促進規定を削除する（第9条の2削除）。
- ハ. 発明等の評価機関を指定する目的に発明等の移転、取引、事業化等の活用を促進することを追加し、評価機関の事業及び予算の支援根拠を規定する（案第28条及び第29条）。
- ニ. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計を企業に現物出資しようとする者が評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」上公認された鑑定人が鑑定したものとみなすようにする特例を規定する（案第29条の2新設）。
- ホ. 評価手数料の支援対象を発明の技術性と事業性を評価された者から発明等の評価を受けた者に拡大する（案第30条）。
- ヘ. 発明等の評価の公正性、客観性及び信頼性を保障するための発明等の評価基準を大統領令で定め、評価機関は、発明等の評価を行う際にそれを順守しなければならない（案第31条の2新設）。
- ト. 特許庁長は、客観的かつ専門的な発明等の評価市場を作るために、発明等の評価技法を開発して普及させなければならない（案第31条の3新設）。
- チ. 評価結果書が発行された後、職権で又は国等の要請がある場合、評価に対する妥当性調査をできるようにする（案第31条の4新設）。
- リ. 評価機関が遂行した発明等の評価の結果及び関連資料を効率的に管理するために、評価情報体系を構築・運営できるようにする（案第31条の5新設）。

- ヌ. 発明等の評価に対する調査・管理等、評価の信頼性を高めるための業務を体系的に推進するために、評価管理センターを設置できるようにする（案第31条の6新設）。
- ル. 発明の評価機関及び所属従業員、評価情報体系に関する業務を遂行した者に対して業務上知り得た秘密を漏洩するか、又は盗用する行為を禁止し、違反の際は処罰する（案第31条の7、第58条第2項新設）。
- ヲ. 特許技術事業化斡旋センターの名称を特許技術事業化支援センターに改め、発明関連技術及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために設置・運営するように規定し、特許技術事業化支援センターの斡旋業務を斡旋・仲介業務に改訂し、斡旋・仲介対象に商標を追加する。（案第34条）

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条に第11号を次のように新設する。

- 11. 「発明等の評価」とは、次の各目のいずれかに該当するものに対する現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示することをいう。
 - イ. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録済みの発明及び「商標法」第2条第1号に基づく商標（以下「商標」という。）
 - ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密（以下「営業秘密」という。）
 - ハ. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号に基づく配置設計（以下「配置設計」という。）

第9条の2を削除する。

第28条の見出し中「発明」を「発明等」に改め、同条第1項中「産業財産権として登録されている発明の速やかな事業化が必要だと認められれば、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して国公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は技術性・事業性評価」を「第2条第11号各目のいずれかに該当するものの移転、取引、事業化等の活用を促進するために国・公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は発明等の評価」に、「発明の評価機関」を「発明等の評価機関」に改め、同条第2項中「専門人材」を「評価専門人材、評価組織」とし、同条第3項中「発明を事業化しようとする者」を「発明等の評価を受けようとする者」に、「発明の技術性と事業性に対する評価を要請する」を「発明等の評価を依頼する」に改め、同条第4項を次のように改め、同条第5項第1号を次のように改める。

- ④第3項による依頼を受けた評価機関は、発明等の評価を実施してから遅滞なくその評

価結果書（「電子文書及び電子取引基本法」第2条に基づく電子文書になっている評価結果書を含む。）を依頼した者に発行しなければならない。

1. 発明等の評価の対象及び範囲

第29条を次のように改める。

第29条（評価機関の事業等）①評価機関は、次の各号の事業ができる。

1. 発明等の評価
2. 発明等の評価に対する需要の調査及び分析
3. 発明等の評価に対する情報の収集・分析・提供・流通及び関連情報網の構築
4. 発明等の評価に対する情報の共同活用及び拡散
5. 発明等の評価関連専門人材の育成
6. 発明等の評価技法の研究
7. その他発明等の評価のために必要な事項として大統領令で定める事項

②特許庁長は、第1項各号の事業を行う評価機関に対し、予算の範囲内でその事業にかかる費用の全部又は一部を支援できる。

第29条の2を次のように新設する。

第29条の2（現物出資に対する特例）第2条第11号各目のいずれかに該当するものを企業に現物出資しようとする者が評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」第299条の2又は第422条に基づいて公認された鑑定人が鑑定したものとみなす。この場合、評価機関の発明等の評価を担当する者は、「商法」第625条、第630条及び第635条を適用するときは鑑定人とみなす。

第30条中「発明の技術性と事業性を評価された」を「発明等の評価を受けた」に改める。

第31条第1項各号以外の部分を次のように改め、同項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同項第2号中「発明の技術性と事業性に対する評価能力」を「発明等の評価を遂行する能力」とし、同項に第3号を次のように新設する。

特許庁長は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すか、又は6か月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。

3. 第31条の2に基づく基準に違反して発明等の評価を遂行した場合

第31条の2から第31条の7までをそれぞれ次のように新設する。

第31条の2（発明等の評価基準）①発明等の評価の公正性、客観性及び信頼性を保障するための発明等の評価基準（以下「評価基準」という。）は、大統領令で定める。

②評価機関は、発明等の評価を行う際に評価基準を順守しなければならない。

第31条の3（発明等の評価技法の開発及び普及）①特許庁長は、客観的かつ専門的な発明等の評価市場を作るために、発明等の評価技法（以下「評価技法」という。）を開発して普及させなければならない。

②特許庁長は、第1項により開発された評価技法を、評価機関、公共研究機関、金融会

社及び企業等に普及させてその活用が促進されるよう努力しなければならない。

③評価技法の開発・普及及び活用促進等に必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の4（発明等の評価に対する調査）①特許庁長は、第28条第4項による評価結果書が発行された後、職権で又は次の各号のいずれかに該当する者の要請がある場合、当該評価が評価基準に沿って妥当に行われたかを調査（以下「妥当性調査」という。）できる。

1. 国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関、その他大統領令で定める公共団体（以下「国等」という。）
2. 大統領令で定める利害関係人

②妥当性調査を行う場合は、当該評価機関、当該発明等の評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に意見陳述の機会を与えなければならない。

③特許庁長は、国等が大統領令で定める理由に基づいて要請をした場合、妥当性調査の結果を提供できる。

④特許庁長は、発明等の評価に関する制度を改善するために、大統領令で定めるところにより、第28条第4項に基づく評価結果書に対する標本調査（以下「標本調査」という。）を実施できる。

⑤妥当性調査及び標本調査の手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の5（評価情報体系の構築・運営）①特許庁長は、発明等の評価に対する効率的かつ体系的な調査及び管理のために、評価機関が遂行する発明等の評価結果及びその関連資料を統合して管理できる体系（以下「評価情報体系」という。）を構築・運営できる。

②評価機関は、評価情報体系を構築するために必要な第28条第4項による評価結果書及び関連資料を大統領令で定めるところにより、特許庁長又は第31条の6第1項による評価管理センターの長に提出しなければならない。ただし、個人情報保護等、大統領令で定める正当な理由がある場合は、当該理由がある部分を除いて提出することができる。

③評価機関は、第28条第3項により、発明等の評価を依頼されるときに、依頼した者に同条第4項による評価結果書が妥当性調査、標本調査等、大統領令で定める理由により活用されることがあるという事実を知らせなければならない。

④特許庁長は、評価情報体系の構築・運営のために、必要な場合、関係機関に資料の提出を要請できる。この場合、資料の提出を要請された機関は、特別な理由がなければその要請に応えなければならない。

⑤その他評価情報体系の構築及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の6（評価管理センター）①発明等の評価に対する調査・管理等、評価の信頼性を向上させるための業務を体系的に推進するために評価管理センターを設置する。

②評価管理センターは、次の各号の業務を遂行する。

1. 発明等の評価に関する研究・教育及び広報
2. 評価基準の策定の支援

3. 評価技法の開発・普及
4. 妥当性調査及び標本調査
5. 評価情報体系の構築・運営
6. 第1号から第5号までの業務に付随する業務として、大統領令で定める業務

③政府は、評価管理センターの設立・運営又は業務の遂行に必要な経費の全部又は一部を支援できる。

④評価管理センターの構成、運営、業務の遂行等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の7（発明等の評価関連秘密維持等）①評価機関（評価機関として指定されていた機関を含む。）及びその所属従業員（所属従業員であった者を含む。）は、業務上知り得た秘密を漏洩するか、又は業務以外の目的として使用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

②評価情報体系に関する業務を遂行しているか、又は遂行していた者（役務契約等により当該業務を受任した者又はその使用人を含む。）は、評価情報体系の構築・管理及び活用と関連する業務を遂行する上で知り得た秘密を漏洩するか、又は業務以外の目的として使用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第32条中「第28条第3項に基づいて技術性と事業性が」を「第28条第4項に基づいて実施した発明等の評価結果が」に改める。

第34条の見出し「(特許技術事業化斡旋センター)」を「(特許技術事業化支援センターの設置等)」とし、同条第1項を次のように改める。

①次の各号のいずれかに該当する発明等の関連技術（以下この条において「特許技術」という。）及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために、特許技術事業化支援センター（以下「事業化支援センター」という。）を設置する。

1. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録済みの発明
2. 営業秘密
3. 配置設計

第34条第2項各号以外の部分中「特許技術事業化支援センター」を「事業化支援センター」に、「行う」を「する」に改め、同項第1号中「発明関連技術（以下「特許技術」という。）」を「特許技術」に、「産業財産権」を「特許技術及び商標」に、「斡旋」を「斡旋・仲介」に改め、同項第2号中「斡旋（産業財産権者が特許技術事業化斡旋センター）」を「斡旋・仲介（産業財産権者が事業化支援センター）」に、「特許技術事業化斡旋センターは、これを第三者」を「事業化支援センターは、これを第3者」に、「第三者から」を「第3者から」に、「特許技術事業化斡旋センターが」を「事業化支援センターが」に改め、同項第3号を次のように改め、同項第4号及び第5号をそれぞれ第5号及び第6号とし、同項に第4号を次のように新設し、同項第6号（従前の第5号）中「促進と特許技術の斡旋」を「支援と特許

技術の斡旋・仲介」とし、同条第3項中「特許技術事業化斡旋センターの設立・運営」を「事業化支援センターの設置・運営」とし、同条第4項中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」とする。

3. 特許技術及び商標の斡旋・仲介をするための需要調査・分析及び評価

4. 特許技術及び商標の斡旋・仲介と関連する情報の収集・分析及び提供

第35条中「第28条第3項に基づいて技術性と事業性が」を「第28条第4項に基づいて実施した発明等の評価結果が」に改める。

第40条の3第4項を次のように改め、同条に第5項を次のように新設する。

④特許庁長は、第2項により指定された専門機関又は団体が次の各号のいずれかに該当する場合、その指定を取り消すか、又は6か月以内の期間を定めてその業務若しくは事業の停止を命ずることができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法により指定を受けた場合

2. 業務又は事業を遂行する能力を喪失した場合

3. 第3項による指定基準に達していない場合

⑤第4項による行政処分の細部基準は、その理由と違反の程度を考慮して大統領令で定める。

第40条の5第2項後段中「『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』第2条第2号に基づく営業秘密（以下「営業秘密」という。）に」を「営業秘密に」とする。

第50条の2第4項中「第9条の2第4項」を「第40条の3第4項」に改める。

第57条第1号中「第9条の2第4項、第40条の3第4項」を「第40条の3第4項」に改める。

第58条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②第31条の7に違反した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第58条の2を次のように新設する。

第58条の2（両罰規定）法人又は団体の代表者や代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は団体の業務に関して第58条第2項の違反行為をすれば、その行為者を罰するほか、その法人又は団体にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は団体がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

第59条第1項中「特許技術事業化斡旋センター」を「評価管理センター、事業化支援センター」とし、同条第2項中「特許技術事業化斡旋センター」を「評価管理センター、事業化支援センター」とする。

第60条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

②正当な理由なく第31条の5第2項に違反して評価結果書及び関連資料を提出しなかったか、又は虚偽で提出した者には、150万ウォン以下の過料を科す。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（現物出資に対する特例に関する適用例）第29条の2の改正規定は、第2条第11号各目のいずれかに該当するものを企業に現物出資しようとする者がこの法律の施行後に最初に評価機関の発明等の評価を受けた件から適用する。

第3条（評価管理センターの設置に向けた準備行為）特許庁長は、この法律の施行前に第31条の6による評価管理センターを設置するために必要な準備行為ができる。

第4条（特許技術事業化斡旋センターの名称変更に関する経過措置）この法律の施行当時に特許技術事業化斡旋センターは、第34条による事業化支援センターとみなす。

1-4 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2118785）

議案情報システム（2022.12.7.）

議案番号：2118785

提案日：2022年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

| 議案名 | 議案番号 | 代表発議 | 発議日 | 審査の経過 |
|-----------------------------|-------|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 | 14246 | キム・ギョンマン 議員 | 2022.1.3. | －第397回国会（臨時会）第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022.5.19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022.11.22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄） |

| | | | | |
|--|-------|----------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 15807 | ホン・ジョンミン 議員 | 2022. 6. 3. | <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 9. 1.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p> |
| | 15811 | ホン・ソクジュン 議員 | 2022. 6. 7. | <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 9. 1.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p> |

- イ. 第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）で上記3件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第400回国会（常会）第11次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 24.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、3件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由及び主要内容

現行法は、「産業技術に対する秘密維持義務のある者が不正な利益を得るか、その対象機関に損害を与える目的で流出させるか、その流出させた産業技術を使用又は公開するか、第三者に使用させる行為」及び「国家コア技術を外国で使用するか、使用させる目的で適法な承認又は申告を経ずに海外買収・合併等をする行為」を産業技術侵害行為の類型に規定して禁止している。

ところが、近年、半導体や人工知能等の先端技術の海外流出が国の経済と安全保障の脅威

要因として作用していることを考慮するとき、特定の目的を前提にしなくても、不正な利益の獲得、対象機関の損害発生又は国外への流出の可能性を認識した上で行われた流出行為等は、法律上禁止行為に規定することで産業技術の保護を強化する必要がある。

そのため、産業技術侵害行為の要件を緩和し、産業技術に対する秘密維持義務のある者が不正な利益又は対象機関の損害の発生事実を認識していながらも産業技術を流出させるか、その流出させた産業技術を使用、公開又は第3者に使用させる行為及び国家コア技術の国外への流出の可能性を認識していながらも適法な承認又は申告を経ずに海外買収・合併等をする行為を産業技術侵害行為に含めようとするものである。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「損害を与える目的で」を「損害が発生することを知っていながらも」に改め、同条第6号及び第6号の2中「使用させる目的で」をそれぞれ「外国で使用されることを知っていながらも」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-5 弁理士法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2118786）

議案情報システム（2022.12.7.）

議案番号：2118786

提案日：2022年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

| 議案名 | 議案番号 | 代表発議 | 発議日 | 審査の経過 |
|--------------|---------|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 弁理士法の一部改正法律案 | 2109627 | キム・ウォニ 議員 | 2021.4.21 | 一第388回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021.6.28.）に上程後、提案説明、検討報告、大体 |

| | | | | |
|---------|----------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | <p>討論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第3 次産業通商資源特許小委員 会（2022. 11. 22.）に上程、 逐条審査及び議決（代案反 映廃棄）</p> |
| 2110448 | ペク・ヒェリョン 議員 | 2021. 5. 28 | <p>ー第391回国会（常会）第1 次産業通商資源中小ベンチ ャー企業委員会 （2021. 9. 7.）に上程後、提 案説明、検討報告、大体討 論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第3 次産業通商資源特許小委員 会（2022. 11. 22.）に上程、 逐条審査及び議決（代案反 映廃棄）</p> | |
| 2111200 | イ・ジュファン 議員 | 2021. 6. 29 | <p>ー第391回国会（常会）第1 次産業通商資源中小ベンチ ャー企業委員会 （2021. 9. 7.）に上程後、提 案説明、検討報告、大体討 論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第3 次産業通商資源特許小委員 会（2022. 11. 22.）に上程、 逐条審査及び議決（代案反 映廃棄）</p> | |
| 2116384 | キム・ギョンマン 議員 | 2022. 7. 11 | <p>ー第400回国会（常会）第1 次産業通商資源中小ベンチ ャー企業委員会 （2022. 9. 1.）に上程後、提 案説明、検討報告、大体討 論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第3 次産業通商資源特許小委員</p> | |

| | | | | |
|--|---------|--------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄） |
| | 2116446 | イ・ドンジュ 議員 | 2022. 7. 14 | ー第400回国会（常会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 9. 1.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄） |

- イ. 第400回国会（常会）第3次産業通商資源特許小委員会（2022. 11. 22.）で上記5件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第400回国会（常会）第11次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 24.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、5件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法は、事件の紹介・斡旋・誘引を禁じているものの、違反者に対する処罰規定が不十分なため、ブローカーから事件を紹介してもらった弁理士を処罰できず、これを悪用するブローカーが根絶されていないのが実情である。

また、現行法上、弁理士業務に対する広告は法律的規制がない状況であるため、資格のない者がサービスを提供するか、業務遂行に対する不当な期待をするよう広告する等の問題が発生している。

一方、関税士、法務士、公認労務士、鑑定評価士等、他分野の専門職種は当該資格証を持つ2人以上の専門家が合同事務所を設置できるように規定している反面、弁理士の場合は、合同事務所の設置が法的に許容されていないのが実情である。

そのため、弁理士業務を弁理士に紹介・斡旋・誘引するブローカーの不法行為から中小企業や小規模事業者等の被害を予防できるように禁止行為及び罰則規定を設け、弁理士の広告に関する事項を法に規定することで弁理サービス市場の健全な競争と情報提供の活性化を図る一方、弁理士の効率的な業務遂行のために2人以上が合同で事務所を開設できるように規定しようとするものである。

その他、金品及び供応の授受により懲戒を受けた人には弁理士試験の一部免除の特典を付与しないことにし、弁理士でない者が弁理士事務所・弁理士合同事務所等、類似の名称を使用できないように規定する等、現行制度の不備を改善・補完しようとするものである。

代案の主要内容

- イ. 金品及び供応の授受により降任又は停職に当たる懲戒処分を受けた人には、弁理士試験の一部免除の規定を適用しない（案第4条の3第4項新設）。
- ロ. 弁理士の効率的な業務遂行のために、弁理士2人以上で構成される合同事務所を設置できるようにする（案第6条の2第3項から第5項まで新設）。
- ハ. 弁理士でない者等との提携禁止適用対象に事務員を追加する（案第7条の2）。
- ニ. 金品・供応等の利益提供の代価として弁理士業務の紹介・斡旋又は誘引する行為及びそれを受ける行為等を禁止行為に規定し、これに違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処するようにする（案第7条の3及び第24条第1項第1号新設）。
- ホ. 弁理士・特許法人又は特許法人（有限）は、自己又はその構成員の学歴、経歴、主要取扱業務、業務実績、その他その業務の広報に必要な事項を新聞・雑誌・放送・コンピューター通信等の媒体を利用して広告できるようにする（案第8条の5新設）。
- ヘ. 弁理士は、年間一定時間以上公益活動に参加するように義務付ける（案第15条の2新設）。
- ト. 弁理士でない者は、弁理士事務所・弁理士合同事務所等、類似の名称を使用できないようにする（案第22条第1項）。
- チ. 弁理士の業務に関して虚偽の内容を表示する広告、法的根拠のない資格や名称を標榜する広告をした者に対しては、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処するようにする（案第24条第3項新設）。

（以下、省略）原文参照：

(http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2R2S1L1K2P3F1D9N1K4V3L9F7G9S1)

議案番号：2118831

提案日：2022年12月9日

提案者：ハン・ムギョン議員外10人

提案理由

企業は、製品を発売した後、デザインを一部改良又は変形して後続製品を開発・販売しているが、関連デザインとしてデザイン登録出願ができる期間が基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内に制限されていてデザイン登録による後続デザインの保護に限界がある。

そのため、関連デザインの登録出願期間を3年以内に拡大することで、企業のデザイン経営を支援し、競争力のあるデザインの保護を強化しようとする。

また、創作者ではないが、デザイン登録が受けられる権利を共有することになった場合も共同出願ができるように明確にし、審査官による職権補正が、出願人が意図していない権利範囲の変動及び縮小をもたらすことを防止するために、職権補正無効みなし規定を導入する。

主要内容

- イ. 関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内から3年以内に拡大し、関連デザインの登録要件を明確に規定する（案第35条）。
- ロ. 共同創作者ではないが、デザイン登録が受けられる権利を共有することになった承継人も共同でデザイン登録出願ができるように明確に規定する（案第39条）。
- ハ. 職権補正の範囲を超えるか、明白に間違っていない事項を職権補正した場合に対する無効みなし規定を新設する（案第66条第6項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「1年」を「3年」に改め、同項にただし書を次のように新設する。

ただし、当該関連デザインを設定登録するときに、基本デザインが設定登録されていないか、基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決等により消滅した場合は、この限りでない。

第35条に第4項を次のように新設する。

④第1項により基本デザインにのみ類似する2以上の関連デザイン登録出願がある場合に、これらのデザインの間には第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項の規定は適用

しない。

第39条中「第3条第2項によるデザイン登録」を「デザイン登録」に改める。

第62条第3項第6号中「1年」を「3年」に改める。

第66条第1項に後段を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第48条第1項に基づく範囲内で行なければならない。

第66条に第6項を次のように新設する。

⑥職権補正が第48条第1項に基づく範囲を超えるか、明白に間違っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は、最初からなかったものとみなす。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（関連デザイン等に関する適用例） 第35条第1項・第4項及び第62条第3項の改正規定は、この法律の施行後に関連デザインとして出願したデザイン登録出願から適用する一方、この法律の施行当時に従前の規定により関連デザインとしてデザイン登録が受けられる期間が既に経過した場合は、同じ改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第3条（共同出願に関する適用例） 第39条の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第4条（職権補正等に関する適用例） 第66条第1項及び第6項の改正規定は、この法律の施行後に審査官がした職権補正から適用する。

1－7 発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令の一部改正令（大統領令第 33043 号）

電子官報（2022. 12. 9.）

国務会議の審議を経た発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年12月9日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 33043 号

発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令の一部改正令

発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように新設する。

第6条の2（発明教師認証の基準等）①法第9条第4項による発明教師認証は、その等級を名人、1級、2級に区分し、発明教師認証を受けるためには、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

1. 「幼児教育法」第22条第2項及び「小・中等教育法」第21条第2項による正教師資格証（以下「正教師資格証」という。）を所持すること
2. 発明教師認証の等級別発明教育履修実績を持つこと
3. 発明教育認証の等級別発明教育実務経歴を持つこと（名人又は1級に限定する）

②法第9条第4項により発明教師認証を受けようとする人は、発明教師認証申請書に第1項各号の要件を満たしていることを証明する書類を添付して特許庁長に提出する必要がある。

③特許庁長は、第2項に基づいて認証申請を受けた場合、認証基準に適合しているか否かを審査して認否を決定しなければならない。

④特許庁長は、審査結果が認証基準に適合してれば、認証を申請した人に認証書を発行しなければならない。

⑤認証の有効期間は、認証を受けた日から5年とする。

⑥第5項による認証の有効期間を延長しようとする人は、有効期間が終わる日の6か月前から1か月前までに認証の有効期間延長申請書を特許庁長に提出する必要がある。

⑦第1項から第6項までに規定した事項のほか、認証の等級別細部基準、審査及び有効期間の延長等に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第7条の見出し「(発明教育センターの設置)」を「(発明教育センターと広域発明教育支援センターの設置)」とし、同条第1項中「発明教育センター（以下「発明教育センター」という。）」を「発明教育センターと同条第2項による広域発明教育支援センター（以下「発明教育センター等」という。）」に改め、同条第2項第5号中「指導教師」を「指導教師等運営人材」とし、同項第9号中「発明教育センターの設置と」を「発明教育センター等の設置・運営と」に改める。

第8条の見出し「(発明教育センターの運営支援等)」を「(発明教育センター等の運営支援等)」に改め、同条各号以外の部分、同条第1号及び第2号中「発明教育センター」をそれぞれ「発明教育センター等」とし、同条第4号中「指導教師」を「指導教師等運営人材」に改め、同条に第4号の2を次のように新設し、同条第5号中「発明教育センター」を「発明教育センター等」とする。

4の2. 発明教育専門家の派遣支援

第9条の見出し「(発明教育センターの指導教師)」を「(発明教育センター等の指導教師)」とし、同条第1項中「発明教育センターには、『幼児教育法』第22条第2項及び『小・中等教育法』第21条第2項による正教師資格証」を「発明教育センター等には、正教師資格証」

に改め、同条第2項中「発明教育センター」を「発明教育センター等」とし、同条に第3項を次のように新設する。

③発明教育センター等には、法第9条第4項に基づいて発明教師認証を受けた人を指導教師に優先配置できる。

第10条の見出し中「発明教育センター」を「発明教育センター等の」とし、同条第1項中「発明教育センターを」を「発明教育センター等を」に、「発明教育センター」を「発明教育センター等」に、「管理せねば」を「管理しなければ」に改め、同条第2項中「発明教育センターを」を「発明教育センター等を」に、「発明教育センター」を「発明教育センター等」に、「送付せねば」を「送付しなければ」に改める。

第13条第4号中「法第9条による教員」を「法第9条第1項から第3項までの規定による教員、発明教育専門教員及び予備教員」に改め、同条に第4号の2を次のように新設し、同条第5号中「発明教育センターの運営」を「発明教育センター等の設置・運営」とし、同条第6号中「法第12条第1項」を「法第12条第2項及び第3項」とし、同条に第6号の2及び第6号の3をそれぞれ次のように新設し、同条第7号を次のように改める。

4の2. 法第9条第4項に基づく発明教師認証に必要な認証申請書の受付・確認・管理等、認証業務への支援

6の2. 法第12条の2に基づく先導学校の運営への支援

6の3. 法第12条の3に基づく生涯教育機関の産業財産権教育への支援

7. 法第13条第1項に基づく中小企業及び同条第2項に基づく産業財産権と関連する業務に従事する者への産業財産権教育の支援

附 則

第1条（施行日） この令は、2022年12月11日から施行する。

第2条（発明教師認証の有効期間に関する経過措置） この令の施行当時に特許庁長から発明教師認証を受けた場合、第6条の2第5項の改正規定による認証の有効期間は、この令の施行日から起算する。

改正理由及び主要内容

教育現場で発明教育が拡散するよう支援するために、特許庁長が優秀な発明教育能力を備えた教員を審査して発明教師として認証できるようにする内容に「発明教育の活性化及び支援に関する法律」が改正（法律第18887号、2022.6.10.公布、12.11.施行）されたことを受け、特許庁長が、正教師資格証を所持している人として一定時間以上の発明教育

を履修した教員を名人、1級又は2級発明教師として認証するよう発明教師認証の基準を定め、その認証の有効期間は5年とする等、法律に委任されている事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

<法制処提供>

1-8 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令（大統領令第33062号）

電子官報（2022.12.13.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関の職制の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年12月13日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び行政安全部長官 イ・サンミン

大統領令第33062号

特許庁とその所属機関の職制の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制の一部を次のように改正する。

第13条第3項第14号を次のように改める。

14. 特許顧客相談業務の総括

第24条第8号を次のように改める。

8. 発明人材の体系的育成に向けた発明教育プログラムの研究及び開発

別表1中総計「1,603」を「1,602」とし、一般職計「1,601」を「1,600」とし、3級又は4級以下「1,586」を「1,585」とする。

別表2中総計「207」を「201」とし、一般職計「207」を「201」とし、3級又は4級以下「194」を「188」とする。

別表3第2号に7)及び8)をそれぞれ次のように新設する。

| | |
|---------------|----|
| 7)特許審査業務 | 4名 |
| 8)商標・デザイン審査業務 | 3名 |

附 則

第1条（施行日）この令は、2022年12月23日から施行する。

第2条（定員に関する経過措置）この令の施行により減員される特許庁の定員16名（5級10名、6級4名、9級2名）と特許庁ソウル事務所の定員1名（7級1名）に該当する超過現員がいる場合は、その超過した現員がこの令による定員と一致するまでそれに相応する定員が特許庁と特許庁ソウル事務所にそれぞれ別にあるものとみなす。

改正理由及び主要内容

小規模事業者の知的財産創出の支援と小規模事業者の知的財産に対する意識向上のために必要な人員1名（5級1名）を増員し、特許審査を強化するために必要な人員4名（6級4名）を評価対象定員を増員し、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員5名（6級5名）を増員する一方、3名（6級3名）は評価対象定員とし、効率的に組織及び人員を運営するために特許審判院の定員3名（5級1名、6級2名）及び国際知識財産研修院の定員2名（6級2名）を減員して特許庁に再配置し、特許庁とその所属機関の下部組織の分掌事務を一部調整する一方、政府全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画に基づき、国政課題・政策懸案等の推進に向けた人材として活用するために、特許庁の定員16名（5級10名、6級4名、9級2名）と特許庁ソウル事務所の定員1名（7級1名）を減員しようとするものである。

<法制処提供>

1-9 弁理士の虚偽・誇張公告禁止、事件ブローカー行為の根絶などに向けた「弁理士法」の改正

韓国特許庁（2022.12.8.）

弁理士の倫理義務が一層強化されます

韓国特許庁は、弁理士の倫理義務を強化し、公共性を向上させる弁理士法の改正案5件が12月8日木曜日に国会本会議を通過（※）したと発表した。

※2022年12月中に改正法律案が公布される予定であり、公布後6か月を経過した日から施行する

【弁理士の虚偽・誇張公告の禁止】

従来の弁理士法には弁理士の広告行為を規律する規定がないことから、実効的な制裁が難しかった。しかし、改正案により、弁理士の業務に対して事実とは異なる虚偽・誇張広告または消費者を誤導するか、不当な期待を持たせる不正な広告行為が禁止され、特に、虚偽広告または法的根拠のない資格・名称の標榜行為に対しては、刑事処罰（1年以下の懲役または1,000万ウォン以下の罰金）まで科されるようになった。（改正案第8条の5、第24条第3項新設）

【弁理士業務関連ブローカー行為の禁止】

従来の弁理士法では弁理士が請託や周旋を受けることを禁止しているものの、違反時の処罰根拠がないことから、実効的な制裁が難しく、また弁理士に請託・周旋した者に対する制裁根拠は全くなかった。改正案により、誰でも弁理士業務の受任に対して金品や供応などを前提に事件を紹介・斡旋・誘引する行為が禁止され、弁理士や事務員がそのような紹介・斡旋・誘引の対価として金品や供応などを提供する行為が禁止される。これに違反した場合、5年以下の懲役、5,000万ウォン以下の罰金に処せられることがある。（改正案第7条の3、第24条第1項第1号新設）

【弁理士の公益活動の義務の強化】

現在、「大韓弁理士会」の会則に基づいてすべての弁理士に年間一定時間以上の公益活動が義務付けられているが、「法律」に基づくものではなかったため、その実効性が問題となっていた。改正案により、従来の「会則」に基づいていた公益活動の義務が「法律」に基づいた義務に変更され、今後、中小企業の技術奪取や小規模事業者の商標紛争など、社会的問題に対して弁理士の公益活動が一層実効性のあるものに強化・拡大すると期待される。（改正案第15条の2新設）

【弁理士合同事務所の開設の根拠づくり】

最近、技術が急激に融合・複合され、「2人以上」の弁理士と一緒に業務を遂行する必要性が高まったが、「特許法人」の形態ではなく「合同事務所」を開設できるか否かについて法的根拠が不十分であった。改正案により、今後は「2人以上」の弁理士が「合同事務所」の形態でも連合できるようになり、弁理業務の専門性と効率性が向上するようになった。（改正案第6条の2第3項～第5項新設）

【弁理士試験制度の公正性の強化】

現在、特許庁の経歴公務員に一定の要件を満たす場合に弁理士試験科目の一部を免除しているが、不正を犯して重懲戒（降職・停職）を受けた者に対してもそのような特典が同様に与えられる不合理が存在した。改正案により、今後は「罷免・解任された者」だけで

なく、「金品や供応の授受により降職・停職」に当たる懲戒処分を受けた人も弁理士試験の一部免除対象から除外される。(改正案第4条の3第4項新設)

特許庁長は、「第四次産業革命時代に知的財産の重要性が一層高まり、弁理士に専門性だけでなく、高い水準の倫理性・公共性がさらに求められており、今回の弁理士法の改正は、国民企業が信頼できる高品質の弁理サービスを提供してもらえるきっかけになるだろう」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「知的財産ミックス (IP-MIX) 戦略」のマニュアルを発行

韓国特許庁 (2022. 12. 1.)

特許・営業秘密などの技術保護「オーダーメイド戦略」を探していますか

韓国特許庁は11月30日、企業、研究所、大学などの技術保護強化を支援するために「技術保護の最適化に向けた知的財産ミックス (IP-MIX) 戦略マニュアル」を発刊・配布すると発表した。「知的財産ミックス (IP-MIX) 戦略」とは、技術の特性に合わせて特許、営業秘密、デザイン、商標等の多様な知的財産を複合的に活用して技術を多角的に保護する戦略を意味する。

- 最近、技術覇権争いが激しくなり、技術流出による被害が大きくなっている(※)ことから、企業、研究所、大学などで技術保護に対する関心が高まっている。
- しかし、彼らの大部分は知的財産に対する意識が低く、具体的な技術保護方法に関する情報が足りないため、技術保護戦略の策定に困っている。

※術流出による韓国の年間被害規模は56兆2,000億ウォンと、2021年韓国の名目GDP計2,071兆ウォンの約2.7%水準(全国経済人連合会、2022年10月)

本マニュアルは、知的財産担当部署や担当者が技術保護業務に容易に活用できるよう大きく3つに焦点を当てて構成した。第一に、企業・研究所、大学などが開発した技術別特性を考慮し、特許と営業秘密のうち適切な保護手段を選択できる判断基準を事例とともに提示した。第二に、業種別特性に応じた効果的な技術保護方法を説明するため、素材・部品、機械・装備、化学、医薬・バイオ、電子・情報通信、宇宙航空などの9大主要産業分野別に知的財産ミックス (IP-MIX) 戦略を提供した。第三に、技術開発の現場で知的財産ミックス戦略 (IP-MIX) を実際に実現できるよう、企業規模別の社内知的財産管理体系を紹介した。

今回のマニュアルは、営業秘密保護業務を総括する特許庁と国家コア・先端技術の海外流出防止業務を遂行する国家情報院産業機密保護センターと一緒に企画した。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「技術を効果的に保護するためには、技術分野別・機関別の特性に合わせた戦略的アプローチが必要だ」とし、「今回のマニュアルが技術開発の現場で最適の技術保護戦略の樹立に広く活用されることを願う」と述べた。一方、マニュアルは特許庁（www.kipo.go.kr）と営業秘密保護センター（www.tradesecret.or.kr）のウェブサイトから誰でもダウンロードして活用できる。

2-2 女性発明フェスティバル「2022 生活発明코리아」の授賞式

韓国特許庁（2022. 12. 1.）

ペットの足も大切に…「ペットのフットケアキット」大統領賞を受賞

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2022 生活発明코리아」の授賞式が11月30日午後2時にソウルで盛況裏に開催された。イベントは、イ・インシル特許庁長、キム・ハンジョン国会議員、キム・スンソン韓国女性発明協会長をはじめとする知的財産関連機関長、受賞者、観客など約100人が参加した中で行われた。

キム・ヒョンジさんは、散歩の後、愛犬のフットケアに不便を感じた経験を基に開発した「ペットのフットケアキット」で大統領賞を受賞した。この製品は、洗浄、乾燥、保湿をそれぞれのモジュール交換で簡単に解決させ、ペットのフットケアに対する手間を大幅に軽減してくれる。

国会議長賞はイ・ジョンミさん、国務総理賞はチョン・ウンミさんがそれぞれ受賞の榮譽に浴した。イ・ジョンミさんは、赤ちゃんが初めてスプーンを使う時に落とさないように手をスプーンに掛けられる「落とさない幼児スプーンセット」を発明し、チョン・ウンミさんは、ティーバッグの紐がお茶に落ちるのを防ぎ、淹れ終わったティーバッグを取り出して置くことができる「ティーバッグホルダー&トレイ」を開発した。

その他、老年期の身体・情緒的特性を反映した「単身世帯の高齢者向け安心ドアロック」、最近増えた家飲み・一人飲み族のための「ワイン栓」、ホームトレーニング族のための運動器具である「スクワットスライド」など、最新の消費トレンドに合った発明アイデアが高く評価された。

9回目を迎えた生活発明코리아は、女性の生活密着型製品のアイデアを公募・選定し、各種支援プログラムを提供して女性の創業と雇用を創出する事業である。今回応募されたアイデアは1,935件と、約50：1の競争率を記録した。選定された39件のアイデアに対して今年6月から約4か月間専門家のメンタリングと試作品の製作を支援し、知的財産の出願や事業化コンサルティングなどのオーダーメイド型特典を提供した。このうち、最終審査対象作30件に対して国民参加審査と専門家審査を経て順位を確定した。

特許庁長は、「日常生活の中で感じた不便を改善するため努力を払ってくださった女性発明家の方々に深く感謝する」とし、「夢と情熱を持った女性が知的財産を基盤に成長し、大韓民国の経済発展に貢献できるよう支援を拡大していきたい」と述べた。

2-3 2022 国民安全発明チャレンジ受賞作の展示会を開催

韓国特許庁（2022.12.6.）

「手製爆発物処理装置」など、国民の日常を守ってくれる安全発明品を展示

韓国特許庁と警察庁・消防庁・海洋警察庁、キム・ヨンパン、ソン・ギホン、ソン・ジェホ、ヤン・グミ、ユン・ジュンビョン、イム・ホソン国会議員室が共同主催し、韓国発明振興会が主管する「2022 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会が12月6日火曜日午前10時にソウルで開催された。

5回目を迎えた「国民安全発明チャレンジ」は、災難・災害、事件・事故の現場はもちろん、日常で国民の安全を守るために必要な技術の開発および活用を促すための公募展である。警察庁・消防庁・海洋警察庁の公務員が計865件のアイデアを提示し、これらのアイデアのイノベーション性や現場での活用可能性、事業化の可能性などを審査し、計24件（※）のアイデアを最終受賞作に選定した。

※警察庁・消防庁・海洋警察庁の各庁別に優秀アイデアを8件ずつ選定

ソウル庁警察特攻隊のキム・ジョンオ警衛は、従来の爆発物処理装置である放水砲の頻繁な故障やその大きさによる携帯性・柔軟性などの制約事項を解決しただけでなく、3倍以上の威力を発揮する「手製爆発物処理装置 K-Tool A、B」を発明して大賞の国会議長賞を受賞した。京畿道始興消防署のペ・オボク消防尉は、サンドイッチパネル屋根の鎮火作業で従来アンカー（綱を取り付けるための一種のいかり）の使用時間と安全性、携帯性などを著しく改善した「BOB アンカー」を発明し、海洋警察教育研究センターのイ・シチャン研究士は、船舶の衝突事故による燃料油流出などの事故が発生する際に、船舶の側面から

救助活動の安全性を確保し、迅速な収束を可能にした「迅速下降磁石靴」を発明して金賞の行政安全部長官賞を受賞した。

国民の安全を担う警察・消防・海洋警察庁所属公務員の現場での経験と関心が込められているアイデアは、知的財産専門家のコンサルティングを通じて製品化し、現場に適用できるように改善して特許出願まで完了した。特許庁は、積極行政の一環として受賞作の最終権利の確保と民間企業への技術移転も支援することで、発明にとどまらず、実際に国民の安全に貢献できるようにする予定である。

特許庁長は、「国民安全発明チャレンジを通じて実際の現場で国民の安全を守ってくれる発明文化が広がっている」とし、「特許庁は、今日授賞したアイデアはもちろん、安全を工夫した誰かの発明が、国民の安全と大切な日常を守る上で役立つよう支援を惜しまない考えだ」と述べた。

2-4 韓国特許庁、来年から「デジタル特許審判システム」の構築を推進

韓国特許庁 (2022. 12. 7.)

オンライン特許審判サービス、よりスマートになる！

韓国特許庁は、来年から3か年間、審判システムを高度化するための「デジタル特許審判システム構築事業（※）」を推進すると発表した。3か年間（2023～2025年）国民向けサービスの高度化、審判方式の高度化、審判審理への支援強化、審判インフラの強化等計4つの分野で11の細部課題を推進する予定である。まず、1次年度の来年には、計40億5,000万ウォンを投入して国民向けサービス分野と審判方式業務分野を重点的に改善する計画である。

※2002年に開発された審判システムを最新のIT環境とユーザーの目線に合わせて高度化する事業

主な推進内容としては、第一に、審判書類の作成と証拠提出をより容易にできるように支援する。まず、審判書類の作成時に特許庁のデータベースと連動して庁が保有している情報が自動で入力されるようにし、書類の欠陥を事前に確認できる機能を提供する。また、オンラインで提出できなかった動画の証拠をオンラインで提出できるようにし、これまで不便を招いていた立証書類の添付機能も改善する。意図しない入力ミスを防ぐことができ、書類の欠陥による補正または請求書の却下などが大幅に減少すると期待される。第二に、オンライン書類送達および閲覧機能を改善する。郵送されていた大容量書類をオンラインで送達できるようにし、特許路から書類を受信できる期間も4日から常時受信に

改善される。また、オンライン事件照会機能の改善により、通知書の保管期間（90日）が経過したか郵便で送達された場合も、書類の閲覧申請をしなくても特許庁から書類を確認できるように改善する。郵送費用の削減とともに、特許顧客の書類閲覧の利便性が増大すると期待される。第三に、AI技術を適用して審判方式業務を自動化する計画である。審判方式業務は約130種の審判書類の形式的欠陥の有無を確認する業務で、画像で提出される添付書類の種類が多様なため方式審査官の肉眼による確認に頼ってきた。特許庁は、添付書類の画像から方式審査に必要な情報を自動で認識・抽出することにAIおよびOCR技術を適用して方式審査を自動化する。AI技術が適用されれば、審判方式業務が大幅に軽減され、今後、出願および登録分野の方式業務にも拡大・適用できると期待される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「20年前に第一歩を踏み出したオンライン特許審判システムが、デジタルトランスフォーメーション時代に応え、国民に一層近寄るスマートな特許審判プラットフォームになれるよう、これからさらに発展させていきたい」と述べた。

2-5 「第12期知的財産マイスタープログラム」の授賞式を開催

韓国特許庁（2022.12.8.）

高校生のイノベティブなアイデアで産業現場の問題を解決する

【主要内容】

- 531チームが提案したアイデアのうち50チームを授賞、特許登録を支援する予定
- 産業現場の課題を解決するための19のアイデアの技術移転を推進

教育部と中小ベンチャー企業部、韓国特許庁が共催し、韓国発明振興会が主管する「第12期知的財産マイスタープログラム」の授賞式が12月8日木曜日に大田で開催される。「知的財産マイスタープログラム」は、特性化高校・マイスター高校の生徒たちの知的財産権（特許）の出願および技術移転などを支援するために、2011年から教育部・中小ベンチャー企業部・特許庁の3つの関連政府機関が共同で毎年推進してきており、生徒たちは、プログラムを通じて自分の斬新なアイデアを具体化・高度化し、特許で保護され、事業アイテムとして活用する過程まで経験している。

今年の大会には計531チームが参加し、このうち審査を経て選抜された100チームを対象に6か月間専門弁理機関のコンサルティングなど、知的財産の権利化過程を支援してきた。その結果、100チームとも特許を出願し、このうちアイデアの独創性および商品性などに優れている50チーム（※）を選定・授賞する。

※教育部長官賞（2 チーム）、中小ベンチャー企業部長官賞（3 チーム）、特許庁長賞（3 チーム）、その他後援機関賞（42 チーム）

教育部長官賞は、ユ・ジミン/ソ・ジェワン/イム・ジョンフンチーム、チョウ・ユンソン/ファン・ガラムチームが受賞した。中小ベンチャー企業部長官賞は、チョン・ギョンジン/キム・ギョンスチーム、チュ・ソンジュン/チョン・ウヒョン/ユン・ソクジュンチーム、イ・ヒチャン/キム・ファニ/イ・スヒョンチームが受賞した。特許庁長賞は、アン・ユジョン/チェ・ウソクチーム、チョン・ジェユン/ファン・ソジュン/ハン・ドンウォンチーム、チョン・ジェア/キム・ジェギョンチームが受賞した。

特に、今回の大会では、産業現場と連携したアイデアを見出すため、31 社から産業現場で必要な課題を提案され、「テーマ課題」分野に区分してアイデアを公募した。それにチャレンジしたチームのうち 19 チームのアイデアを企業が採択し、所定の奨学金を支給する方式で技術移転を推進している。

教育部長官賞を受賞した水原ハイテク高校のチームは、「自動車の動力源が電気へと変わりつつあって化石燃料による汚染は減っているが、タイヤの粉塵による大気汚染は依然として解決すべき課題であることに着目して今回のアイデアを提案した」とし、「特許専門家のマンツーマン指導を通じて、私たちのアイデアが具体化・実現される過程でやりがいを感じる事ができた」と話した。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の知的財産マイスタープログラムに特性化高校とマイスター高校の生徒たちが参加し、自分のアイデアを高度化および権利化する過程で創意的な問題解決力と知的財産能力を培うことができただろうと信じている」とし、「より多くの特性化高校生が技術専門性と発明創意力を兼ね備えた未来の人材として成長できるよう、特許庁は関係政府機関と協力して支援を惜しまない考えだ」と述べた。

2-6 イ・インシル特許庁長、「知的財産分野で最も影響力のある人物 50 人」に選定

韓国特許庁（2022. 12. 8.）

韓国特許庁長としては二番目

フランスとの特許審査ハイウェイ（PPH）、英国との包括的協力に向けた了解覚書（MOU）締結など、短期間で多くの成果を創出

韓国特許庁は 7 日、知的財産（IP）分野において世界的に最も権威のある雑誌である『Managing IP』が「知的財産分野で最も影響力のある人物 50 人(The 50 most influential people in IP 2022)」の 1 人として韓国特許庁長を選定したと発表した。

『Managing IP』は 1990 年に創刊された知的財産分野専門メディアであり、主に世界の多国籍企業の社内弁護士、弁理士など知財権の専門家から読まれている。

『Managing IP』は 2003 年度から最も影響力のある人物 50 人を選定している。毎年知的財産分野の主な話題と影響力に基づいて専門家から推薦と諮問を受けて選定するが、韓国特許庁長が選定されたのはイ庁長が二番目（※）である。

※2007 年にチョン・サンウ元特許庁長が選定

『Managing IP』は「イ庁長は、フランスとの特許審査ハイウェイ（PPH（※））、英国との包括的協力に向けた了解覚書（MOU）締結など国際協力活動を活発に行い、開発途上国の中小企業および創業家などの知的財産能力の向上のためにデジタル学習コンテンツである「IP パノラマ 2.0」を開発して発売するなど 2022 年 5 月就任以来、短期間で多くの成果を上げた」と選定理由を示した。

※PPH (Patent Prosecution Highway) : 両国に共通して特許を申請した申請人が一方の国で特許が可能であるという審査結果を受けると、それを根拠にもう一方の国で早く審査を受けられる制度

『Managing IP』によると、イ庁長とともにンゴジ・オコンジョ・イウェアラ (Ngozi Okonjo-Iweala) 世界貿易機関 (WTO (※)) 事務局長、米国のパトリック・リーヒ (Patrick Leahy) 元上院議員、レン・スターク (Len Stark) 連邦巡回区控訴裁判所 (U. S. Court of Appeals for the Fedral Circuit) 判事などが知的財産分野における今年の実績を認められ、知的財産分野で最も影響力のある人物 50 人に含まれた。

※WTO : World Trade Organization

イ・インシル庁長は知的財産分野で 30 年以上活動している専門家であり、韓国特許庁の開庁以来、初めての民間出身、初めての女性特許庁長である。

2-7 韓国特許庁、「自動運転競争力の高度化に向けた技術および特許の討論会」を開催
韓国特許庁 (2022. 12. 8.)

自動運転産業の競争力の向上に向けた話し合いの場を開催

韓国特許庁自律走行特許研究会は韓国自律走行産業協会と共同で、12月8日（木曜）13時30分、ソウルの良才 aT センターで「2022 自動運転競争力の高度化に向けた技術および特許フォーラム」を開催する。

このフォーラムは、未来の自動車産業の中核として浮上している自動運転に係る最近の政策および特許の動向を共有し、今後の技術開発の方向を模索する場であり、自動運転産業の専門家および関係者約 50 人が参加する。

「フォーラム概要」

- ・ 日時／場所：2022 年 12 月 8 日（木曜）良才 aT センター創造ルーム（4 階）
- ・ 主催：韓国自律走行産業協会、特許庁自律走行特許研究会
- ・ 後援：産業通商資源部、国土交通部
- ・ 参加：自動運転関連の産業界・学界・研究界など合計約 50 人（オフラインイベント）
- ・ 発表：
 - (1) 自動運転産業政策、法制度、技術開発、未来技術動向
 - (2) コネクテッドカー、認知センサー（ライダー、カメラ）に係る特許動向

フォーラムは 1 部と 2 部に分かれて行われる。

1 部では、現代モビリスから「未来モビリティの技術開発戦略」について発表し、オートノマス A2Z は「自動運転商用化に向けた政策課題」について、Smart Radar system 社は「4D イメージングレーダー技術」について紹介する。

2 部では、韓国特許庁自律走行特許研究会から自動運転産業のコア技術である「コネクテッドカー」および「ライダー（LiDAR）、カメラ」の特許動向と示唆について、法務法人コリアから「自動運転産業エコシステムの活性化に向けた法制度と争点」について発表する。

韓国特許庁の融合・複合技術審査局長は「急速に成長している自動運転産業は最近変化と調整の時期を迎えているため、特許動向の分析から将来の市場を予測して備えておくことが何よりも大切」と強調し、「このフォーラムが自動運転産業界の今後の技術開発および特許戦略作りに役立つことを願う」と述べた。

2-8 金融委員会・韓国特許庁、第 4 回知的財産金融フォーラムを共同開催

韓国特許庁（2022. 12. 9.）

知的財産投資、イノベーション企業の跳躍を支援します！

金融委員会と韓国特許庁は、12月9日（金曜）午後2時30分、ソウルで『第4回知的財産金融フォーラム』を開催した。

このフォーラムは、イノベーション企業向け知的財産金融・投資の活性化をテーマに行われ、金融委員会の副委員長と韓国特許庁長をはじめ、投資機関や銀行、保証機関、発明の評価機関およびIP投資に関心のある企業の関係者など約100人が参加した。

これまで韓国政府は知的財産金融（※）の活性化により、物的担保または信用力の乏しい中小・ベンチャー企業などが知的財産を活用して事業資金が確保できるように努力してきた。

※知的財産金融：知的財産の価値に基づいた（1）保証貸付、（2）担保ローン、（3）投資など知的財産を活用して資金を流通させる金融活動

その結果、韓国の知的財産金融規模は昨年初めて6兆ウォンを突破し、5,565社の中小・ベンチャー企業などが知的財産を活用して事業資金を確保できた。

ただし、知的財産投資の比重は全体の知的財産金融に比べて14%に過ぎず、さらにグローバル緊縮、3高（物価・金利・為替）など国内外経済環境の変化による民間投資市場の縮小に伴い知的財産に対する投資環境も悪化している状況である。

これを受け、このフォーラムは、知的財産投資優秀事例を共有して知的財産投資活性化方を模索し、金融機関・企業など専門家から様々な現場の声を収集するために開催された。

具体的には、韓国の外部委託型投信の特許アカウントの運用成果、ベンチャーキャピタルから聴くIP投資優秀事例、戦略的IP管理を通じた金融投資および企業成長の動力の確保などについて議論された。

金融委員会の副委員長は「IP金融は未来のグローバルユニコーンとして成長できるイノベーション企業が芽生える素晴らしい手段」とし、「イノベーション企業が設備投資、研究開発などに活用できる成長資金をIPに基づいた投資で調達できるよう、今年まで9千億ウォン以上結成された「技術金融ファンド」の追加組成の支援、投資のための技術力評価モデルの供給、IP価値評価方法の高度化など、様々な努力をする」と述べた。

韓国特許庁長は「知的財産というイノベーション資産と金融という資本市場が調和する時にこそダイナミックなイノベーション成長が可能となる」とし、「IP金融がイノベーション成長の呼び水になるように、知的財産評価管理センターの新設、IP金融対象の拡

大、IP 投資ファンドの組成および地方企業への投資の拡大などを推進し、金融圏や企業とより緊密に協力する」と述べた。

2-9 「知的財産人材育成ビジョン 2030（第2次発明教育基本計画）」を推進する

韓国特許庁（2022. 12. 12.）

未来社会のイノベーションをリードする創意・融合型知的財産人材の育成

2030 年の準備に向けて、知的財産に基づいた人材育成政策が策定され本格的に推進される。韓国社会全般において創造力など未来に必要な能力（※）と発明を権利化する能力を備えた知的財産人材が様々なルートで育成され、知的財産に関する韓国国民の素養が強化される見込みである。

※（従来）正解を見つける能力→（未来）正解のない問題を解決する創造力、チャレンジ精神、批判的思考、協業・コミュニケーション能力など

韓国特許庁は、未来社会のイノベーションをリードする創意・融合型知的財産人材の育成に向けた戦略として「知的財産人材育成ビジョン 2030」を推進することを明らかにした。

知的財産人材育成ビジョン 2030 は、発明教育を経験した学生、知的財産・発明教育専門家、創業 CEO、産業・科学技術系専門家、市・道教育庁、関係中央行政機関などから様々な意見を積極的に収集したうえで策定され、主な内容は以下のとおりである。

まず、2030 年に適合した知的財産人材像を新たに明確化した。

新しい知的財産人材像は、「知的財産を（1）理解し、（2）活用し、（3）未来社会のイノベーションをリードする人材」である。

※（従来の人材像）「知的財産の創出から活用、保護に至る知的財産エコシステムの全周期分野において、直接・間接的業務が実行できる人材」

すなわち、（1）様々な分野と融合される知的財産の属性と制度を理解して今の問題を発見・解決し、（2）知的財産を積極的に活用して権利化・事業化・創業などの方法により新しい価値を創出し、（3）新たな市場を開くか、または付加価値を高めて産業・社会・経済の発展・変革をリードする人材を意味する。

韓国特許庁は、関係部処と合同で新しい人材像に適合した人材の育成に向けた 4 大推進戦略および 12 の重点推進課題を策定した。主な内容は次のとおりである。

(1) 【小中高・青少年】 未来に必要な能力を育てるための発明・知的財産教育の拡大
・発明教育センター中心の発明教育が正規教育課程に反映・開設されるように努力し、その他科目と発明教育の連携・融合を強化する。

・発明教育の質的・量的拡大に向けて発明教員育成ルートを多角化（※）し、全国どこでも体験・深化教育ができるように主要圏域に圏域発明教育支援センターの設置を推進する。

※オンライン・オフライン教員研修の拡大、一部の圏域に設置された発明教師教育センターを主要圏域へと段階的な拡大の推進、発明教師認証活性化方策の策定、民間発明教育専門家の育成など

・これにより、青少年は創意・融合的思考力が向上でき、全国どこでも専門性を持った発明教員から体系的な発明教育が受けられることと期待される。

(2) 【大学・研究者】（予備） 研究者の知的財産創出・活用能力の向上

・知的財産の標準教育課程の開発・普及、指導教員の育成などを通じて様々な専攻および技術分野における知的財産素養と融合能力を備えた人材を育成するための大学の役割を強化する。

・未来に有望な分野および地域産業と連携した知的財産技術・融合教育を推進する。

・これにより、大学で知的財産教育を希望する学生は専攻と関係なく受講でき、企業の現場および地域産業に必要な知的財産人材が増えることと期待される。

(3) 【企業・国民】 知的財産認識の向上

・一般国民の役に立つ知的財産コンテンツを分野別・目的別に製作・普及させ、教育活動主体の多変化（※）を通じた認識の向上を推進する。

※政府中心→自治体・生涯教育機関・民間など地域・民間に基づいた活動を強化

・また、レベルに分けた教育ロードマップを通じて学習者に必要な教育・訓練課程の自己主導型学習ができる環境も造成する。

・様々な教育主体を通じて知的財産により容易に、より楽しく接することができ、知的財産に対する韓国国民の認識が改善され、知的財産を理解して活用する能力が一層強化されることと期待される。

(4) 【育成基盤】 国レベルの発明・知的財産教育基盤の拡充

・改正発明教育法（施行：2022年12月11日）の自治体など教育政策の現場への定着・拡散成功のために努力（※）する。

※発明教育関連法令の制定・改正、自治体条例制定の支援、発明教育優秀事例の共有・拡散、政策能力強化のための特別プログラムの提供など

- ・いつ・どこでも発明・知的財産教育ができるように様々なデジタル教育プラットフォームとの協力システムを拡大し、関係機関とのコミュニケーションチャンネルを強化する。
- ・これを通じて、知的財産人材育成のための国レベルの教育基盤はさらに拡充されることが期待される。

韓国特許庁長は「グローバル技術覇権競争で優位を占めるために人材育成・確保が重要になってくる状況の中、未来社会に必要な知的財産人材像を新たに明確化し、これを裏づける「知的財産人材育成政策」を推進する点で大きな意味を持つ」とし、「今後も国の競争力の向上に向けて、創造的な人材の育成のための努力を続ける」と述べた。

2-10 「全国民アイデアコンテスト」および「公共機関イノベーションアイデア公募展」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2022. 12. 13.)

2022 年、国民のアイデア 150 個が売れた！

韓国特許庁は、「2022 全国民アイデアコンテスト」と「2022 公共機関イノベーションアイデア公募展」の授賞式を 12 月 13 日火曜日午後 3 時にソウルで開催すると発表した。

今回の授賞式は、2022 年 1 年間、特許庁のアイデア取引プラットフォーム「アイデア路 (www. idearo. kr)」を通じて優秀なアイデアを提案したユーザーに、年間活動実績 (※) を基に授賞する場である。2022 年「アイデア路」に計 2,513 件のアイデアが寄せられ、そのうち、約 150 件以上のアイデアの取引契約が締結された。

※ 「アイデア路」に登録したアイデア件数、取引件数、取引金額などを合算

「2022 全国民アイデアコンテスト」では、「アイデア路」に提案した実績に応じて分野別に総合点数の高いアイデア提案者が受賞の榮譽に浴した。成績優秀賞の団体部門大賞は緑の海チームが、最優秀賞はキラキラ家族チームが受賞する。成績優秀賞の個人部門大賞はキム・ヒョンジンさんが、最優秀賞はキム・ヒジェさんが受賞する。キム・ヒョンジンさんは、計 12 件のアイデア取引を通じて 4 部門 (成績優秀賞 2 部門、特別賞 2 部門) で 4 冠王を達成した。これにより、277 万ウォンの取引金、330 万ウォンの賞金等計 600 万ウォンを受け取る。

「2022 公共機関イノベーションアイデア公募展」は、上半期と下半期に分けて行われ、計 17 機関の 32 の課題を対象にアイデアの取引金額が最も高い提案者に授賞する。上半期の最優秀賞は、韓国造幣公社の「セキュリティ技術基盤新事業アイデア」にアイデアを

提案し、200万ウォンで取引したイ・ミンジュさんとチョン・バダさんが受賞し、優秀賞はイム・ヘジンさん、ヤン・ドンウさんがそれぞれ受賞する。下半期の最優秀賞は、計6件のアイデアを110万ウォンで取引した緑の海チームが受賞し、優秀賞はヒサモチームが受賞する。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許庁は国民のアイデアに価値を付与し、アイデアの取引を広めるために、2021年3月からアイデア取引プラットフォームの「アイデア路」を運営している」とし、「国民のイノベティブなアイデアが韓国企業の成長と経済発展に活力を与えられるよう持続的に努力していきたい」と述べた。

2-11 韓国特許庁、「技術警察の中長期発展方策を設けるための政策フォーラム」を開催 韓国特許庁（2022.12.13.）

技術警察、技術犯罪捜査専門機関へ飛躍する！

技術流出・侵害犯罪に対応するため、韓国内最高の実務専門家が集まって特許庁技術デザイン特別司法警察（以下、技術警察）の役割と今後の発展方策を議論する。

韓国特許庁は、12月16日金曜日午後3時、ソウルで「技術警察の中長期発展方策を設けるための政策フォーラム」を開催する」と発表した。

米中技術覇権争いなど、国家間でコア技術の確保に向けた競争が激しくなっており、先端技術を先取りするための研究・開発投資が盛んになって技術流出・侵害犯罪も毎年増加し続けている。この5年間（※）の産業技術海外流出112件のうち半導体などの国家コア技術が36件に上るなど、先端産業分野での海外技術流出が頻発し、莫大な国家的・経済的損失も懸念される状況である。特に、先端技術の発展に伴って技術流出・侵害犯罪の手法も知能化・高度化しており、主要な証拠を確保するための技術流出・侵害犯罪捜査機関の人的、物的捜査能力が必須として求められている。

※2017年～2022年9月、国家情報院産業機密保護センター

これを受けて、特許庁は、国家コア技術の海外流出を防ぎ、中小ベンチャー企業の技術イノベーションを阻んでいる技術奪取・侵害問題を解消するため、2019年3月に技術警察の捜査業務を開始した。その結果、国全体の技術流出・侵害事件の12.9%（※）を処理するなど、技術流出・侵害に対する専門捜査体系を構築し、特に、容疑の立証が難しい技術犯罪で高い送致意見（起訴または不起訴）の一致率（※※）を示し、専門性を立証した。しかし、捜査人材の不足と制度の不備により、依然として困難に陥っている。

※特許庁処理技術流出・侵害事件：12.9%（173/1,346、2020年、特許庁・大検察庁統計資料）

※※特許庁の送致意見と検察の最終処分的一致率：89.1%（2019年～2021年、特許庁）

フォーラムは、釜山大学校法学専門大学院のカン・ミョンス教授が全体司会進行役を務め、合わせて3部に分けて進められる。第1部では、「技術警察の捜査能力強化および専門性の向上」をテーマに、Kim&Chang法律事務所のキム・ユニ弁護士（元大田地検特許犯罪調査部長）、SHIN&KIM法律事務所のイ・ジェフン弁護士、誠信女子大学校融合保安工学科のカン・グミン教授が討論を行う。第2部では、「技術保護執行の実効性を確保するための制度改善方策」について、大田地検のチョン・ジウン特許犯罪調査部長と檀国大学校のチェ・ホジン教授、韓南大学校警察学科のイ・ドソン教授が討論に参加する。第3部では、「組織と人材の効率的な運用方策」を探るために、慶尚国立大学校知的財産融合学科のイ・ホニ教授、警察庁捜査構造改革チームのクァク・ムンジュン警正、律村法律事務所のイ・ウォンジェ弁護士が討論に参加する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の政策フォーラムは、特許庁の技術警察が技術犯罪捜査専門機関として位置づけられるために、技術犯罪関連最高の実務専門家が現場で直接感じた現況と問題点を議論する場として、より実質的な発展方策を設けるという点で大きな意義がある」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、海外知財権紛争対応戦略の討論会を開催

韓国特許庁（2022.12.12.）

海外特許紛争・模倣品被害、「このようにご対応ください」

韓国特許庁は12月13日（火曜）午前10時30分、ソウルで「海外知財権紛争対応戦略コンファレンス」を開催する。

最近韓国の貿易収支と輸出実績が悪化（※）する中、韓国企業の輸出を拡大する重要な要素の一つが海外知的財産権紛争の予防と対応である。

※2022年1月から11月までの貿易収支は426億ドルの赤字、2022年11月の輸出額は519億ドルで前年同月対比14%減少（産業通商資源部の2022年11月の輸出入動向）

このコンファレンスは海外知財権紛争リスクを克服して輸出に成功した韓国企業の紛争事例と対応戦略を共有するために設けられた。

まず、海外知財権紛争の経験の多い中小・中堅企業が海外知財権紛争の予防・対応ノウハウを伝える。

半導体工程装備企業の T 社は、特許紛争の予防のために競合他社の特許を事前にモニタリングして分析することの重要性を強調し、家電製品企業である P 社は、中国で発生した商標無断先取り被害経験に基づいて効果的な商標権無効・回収戦略を提示する。

その次は、韓国輸出企業が韓国特許庁の支援事業を通じて海外知財権紛争リスクの克服に成功した事例を紹介する。

韓国企業が海外で模倣品を発見した場合は、警告状、特許侵害訴訟などを通じて模倣品の販売を中止させ、韓国企業が警告状・特許侵害訴訟など特許紛争に巻き込まれた場合には、徹底した無効資料調査を通じて紛争を有利に解決させた。

【ロボット部品企業の R 社】

中国企業が模倣品を製造して米国のオンラインマーケットで販売することを発見。特許侵害を分析して特許侵害警告状を送付し、国内外のオープンマーケットに販売中止を依頼した。その結果、ほとんどのオープンマーケットで模倣品の販売が中止され、売上の損失を防ぐことができた。

【医療カメラ企業の V 社】

特許怪物（NPE）が米国で特許訴訟を提起。これに応じて原告の紛争スタイル、特許侵害当否を分析し、紛争特許に対する無効資料を調査した。その結果、強い特許無効資料を確保して交渉で有利な位置を先取りし、原告が自ら訴えを取り下げたことにより訴訟は早期に終了となった。

韓国企業が商標を無断先取りされた場合、商標を無断先取りした外国企業の悪意を立証して当該商標を無効にすることができ、海外で模倣品被害を受けた企業が共同で対応して模倣品の流通も防いだ事例もある。

【ファッションアクセサリ企業の K 社】

中国で新たな製品領域に事業を拡大する中、商標が第三者に先取られたことを発見。無断で商標を先取りした者の悪意を立証する資料、使用証拠資料などを収集し、商標無効審判

を請求した。その結果、無断で先取りされた商標 4 件が無効になり、そのうち 3 件は商標権確保までできた。

【食品企業の共同対応】

中国における食品分野の模倣品被害が大きく増加し、食品分野の 3 社と協会が共同対応。まず、オンライン・オフラインにおける模倣品の製造・流通現状について調査し、侵害証拠資料を収集した。オンライン流通を防ぎ、現地取締りを通じて模倣品を廃棄措置した。

また、会場の中に別途ブースを設け、様々な海外知財権紛争について現場相談と支援事業の案内を行う。

韓国特許庁の次長は「海外進出および輸出拡大のために海外知財権紛争の予防・対応は不可欠」とし、「韓国の輸出企業が様々な海外知財権紛争事例と対応戦略について学べる良いチャンスとなることを願う」と述べた。

このイベントの詳細については、韓国特許庁の産業財産紛争対応課（042-481-3536）または韓国知識財産保護院（02-2183-5877）にお問い合わせください。

3-2 産業財産権紛争、裁判所訴訟から紛争調停へ

韓国特許庁（2022. 12. 14.）

韓国特許庁・ソウル中央地裁・韓国知識財産保護院 調停制度の活性化に向けた業務提携を締結

来年からソウル中央地方裁判所に受け付けられた特許・商標権などの産業財産権および営業秘密・不正競争行為に関する紛争を韓国特許庁の「産業財産権紛争調停委員会」を通じて調停できるようになった。特許庁とソウル中央地方裁判所、韓国知識財産保護院は、12月14日水曜日11時、ソウル中央地方裁判所の会議室で「裁判所連携型調停（※）」を実施することを主な内容とする「調停制度の発展と活性化に向けた業務提携」を締結した。※裁判所の本案裁判部が弁論期日の前または本格的な裁判開始の前に事件を紛争解決機関に調停回付すると、外部の専門家が主導して調停を行う制度

今回の業務提携により、ソウル中央地裁は、受け付けられた事件のうち知的財産の専門性が求められ、調停を通じて解決することに適する事件を産業財産権紛争調停委員会に連携し、紛争調停委員会は、知的財産分野別の専門家でつくる調停部を構成して調停手続きを進めることになる。このような過程を経て調停が成立した場合、訴訟を継続する場合に負担することになる莫大な訴訟費用と時間を節約できる。

このほか、3機関は調停制度の発展と活性化に向け、調停委員の教育時に相互協力し、調停関連情報や資料を共有するなど、積極的に協力する予定である。

特許庁長は、「全国の地方裁判所のうち知的財産事件を最も多く受付・処理する地方裁判所のソウル中央地裁と業務提携を締結することになり、意義深い」とし、「より多くの知的財産紛争事件が調停を通じて速やかに解決されることを期待する」と述べた。

ソウル中央地方裁判所長は、「当事者が専門性のある調停委員を通じて迅速で満足できる結果が得られることを期待する」とし、「裁判所と特許庁とも知的財産権紛争解決のノウハウを積む大切なきっかけになることを期待する」と話した。

韓国知識財産保護院長は、「今回の業務提携締結を通じて知的財産分野の調停制度が一層活性化すると期待される」とし、「紛争調停委員会事務局を運営している知識財産保護院は、紛争調停委員会が円滑に運営されるよう積極的にサポートしていきたい」と語った。

一方、産業財産権紛争調停委員会は、産業財産権（特許・商標・デザイン・実用新案権）および職務発明、営業秘密、不正競争行為などの紛争を迅速・経済的に解決できるよう支援するために1995年に特許庁で設立した委員会で、調停を申し込めば、別途の申込費用なしに3か月以内に専門家による調停結果を受けることができ、厳しい経済状況の下、個人・中小企業からの関心が高まっている。

また、産業財産権などの紛争により困っている場合は、個別的にも紛争調停の申込が可能である。知的財産保護院の産業財産権紛争調停委員会事務局（www.koipa.re.kr/adr）から申込書をダウンロードして調停を申し込むことができる。申込書の作成に困っている場合、産業財産権紛争調停委員会事務局（1670-9779）を通じて詳細な案内と支援を受けることができる。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 10年間エッジコンピューティング基盤のクラウド特許出願 3.5 倍増

韓国特許庁（2022.12.5.）

肥大化しているクラウド、エッジコンピューティングが解決する
米中覇権争いの中、韓国の特許出願成長率世界 2 位

- モノのインターネット（IoT）技術が適用されたクラウドサービスが普遍化し、クラウドサーバーが処理しなければならないデータ量が幾何級数的に増加している。サーバーの限界を解決するための代案として、ユーザー端末で一部のデータを分散処理する「エッジコンピューティング」が浮上している。エッジコンピューティングは、中央サーバーですべてのデータを処理する従来のクラウドサービスとは異なり、センサーやユーザー端末など、データが発生する周辺（エッジ）でデータを処理する技術である。データの負荷と応答時間を減らしてリアルタイムでのサービスを可能にする。自動運転や没入型サービス（AR/VR）およびスマートファクトリー/ファームなどで活用されている。エッジコンピューティング市場は毎年 45%ずつ成長し、2027 年には 48 億 5,000 万ドルに上ると予想（※）され、その分技術競争も激しくなっている。

※Markets And Markets, Edge computing Market, 2020.8.

韓国特許庁によると、主要国の特許庁（IP5：日米欧中韓）に出願されたエッジコンピューティング基盤のクラウド技術に関する特許がこの 10 年間（2011～2020）3.5 倍増加（1,033 件→3,659 件）したことがわかった。

出願人の国籍別では、米国が 40.8%（8,228 件）と最も多く、中国 35.5%（7,175 件）、日本 5.8%（1,169 件）の順である。韓国は 3.8%（776 件）と 4 位、ドイツは 3%（602 件）と 5 位となっている。特に、韓国の出願増加率は年平均 15%と中国（35.2%）に次いで 2 番目に高い成長を示し、最近エッジコンピューティング分野で韓国の研究開発投資が非常に活発である点がうかがえる。

主要出願人を見ると、1 位マイクロソフト（2.3%、460 件）、2 位アップル（2.1%、427 件）、3 位インテル（1.9%、387 件）、4 位メタ（1.5%、295 件）、5 位グーグル（1.4%、281 件）等、米国のビッグテック企業が上位圏を席卷している。韓国内出願人の中では、サムスン（1.2%、250 件）が最も多く出願し、LG（65 件）、電子通信研究院（ETRI）（38 件）の順である。それに次いでベンチャー企業の XAVISnet が 4 番目に多い出願（15 件）をした。

細部技術分野別では、仮想現実（VR）と拡張現実（AR）のような没入型サービス分野（7,322 件）と製造/農業分野（7,309 件）の出願が多く、通信プロトコル分野（5,666 件）、人工知能（AI）学習モデル分野（2,231 件）、自動運転分野（273 件）の順である。このうち、

人工知能学習モデルに関する出願が年平均 49%増加したことが目立ち、今後、人工知能基盤のエッジコンピューティング市場が急速に成長するものと予想される。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は、「クラウドサービス自体は大規模な投資が必要な特徴のため大企業がリードしているが、モノのインターネット（IoT）などと融合するエッジコンピューティングでは、中小ベンチャー企業もチャンスを見つけられるだろう」とし、「特許庁は、韓国の中小ベンチャー企業がこの分野の特許競争力を備えるよう積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム